

イ 酒税法第十条第一号、第四号又は第六号から第七号の二までにいずれかに該当するもの

ロ 次条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないもの

二 申請団体が酒類製造業者又は酒類販売業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人その他の団体であつて、酒類販売管理研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものであること。

三 酒類販売管理研修の実施に関する計画が適切なものであること。

四 受講手数料が適當と認められる額であること。

五 正當な理由なく受講を制限するものでない（指定の取消し）

第十一條の十三 財務大臣は、研修実施団体が次

の各号のいずれかに該当する場合には、その指

定を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の行為により指定を受けた場合

二 前条各号（第一号ロを除く。）のいずれかに適合しなくなつた場合

三 正當な理由なく一年間酒類販売管理研修を実施しなかつた場合（指定の取消しの申請手続）

（指定の取消しの申請手続）

第十一條の十四 研修実施団体が、酒類販売管理

研修を廃止しようとするときは、別紙様式第十

一の八による申請書を、財務大臣に提出するこ

とにより研修実施団体の指定の取消しを申請しなければならぬ。

（指定等の公表）

第十一條の十五 財務大臣は、法第八十六条の九

第一項の規定による指定又は前二条の規定によ

る指定の取消しを行つたときは、当該指定又は

指定の取消しに係る研修実施団体の名称及び

在地並びに当該指定又は指定の取消しを行つた

日を公表しなければならない。

（法第八十六条の九第二項第二号の財務省令で定める者）

第十一條の十六 法第八十六条の九第二項第二号

に規定する財務省令で定める者は、精神的機能

の障害により酒類販売管理者の職務を適正に行

うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

（酒類販売管理者の届出）

第十一條の十七 法第八十六条の九第四項の規定により酒類販売管理者の選任又は解任の届出を

（酒類販売管理者の届出）

第十二條 法第八十七条の規定により酒類業組合等の成立の届出をしようとする者は、別紙様式第

第一の九による届出書を、財務大臣に提出しなければならない。

（法第八十六条の九第六項の規定により酒類業組合等の解散の届出）

第十三條 法第八十七条の規定により酒類業組合等の解散の届出をしようとする者は、別紙様式第一の九による届出書を、財務大臣に提出しなければならない。

（酒類業組合等の解散の届出）

第十四條 法第八十七条の二第一項の規定により事業報告書、財産目録及び収支計算書を提出し

る者は、別紙様式第十四による提出書

（決算関係書類の提出）

第十五條 法第八十七条の二第二項第一号の規定により酒類業組合等の組合員名簿又は会員名簿

の記載事項につき異動事項を記載した書類を提

出しようとする者は、別紙様式第十五による異

動書を、財務大臣に提出しなければならない。

（役員等の異動書類の提出）

第十六條 法第九十二条第一項の規定により交付

金の交付を受けようとする者は、別紙様式第十

六による申請書を、一の国税局の管轄区域を超

える地域を地区とする酒類業組合等にあつては

國税局長官に、その他の酒類業組合等にあつては

は当該酒類業組合等の地区の所轄国税局長に提

出しなければならない。

（交付金の交付の申請）

第十七條 削除

（経由機関等）

第十八條 この省令の規定により財務大臣に提出

する申請書、届出書、提出書、異動書、報告書

及びこれらの添付書類は、次の各号に定めると

ころにより、それぞれ当該各号に掲げる機関を

経由して提出しなければならない。

（酒類業組合等の成立の届出）

第十九條 法第九十二条第一項に規定する身分を示す証票は、別紙様式第十七によるものとす

る。

（身分を示す証票）

第二十條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第二十一條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第二十二條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第二十三條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第二十四條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第二十五條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第二十六條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第二十七條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第二十八條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第二十九條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第三十條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第三十一條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第三十二條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第三十三條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第三十四條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第三十五條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第三十六條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第三十七條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第三十八條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第三十九條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第四十條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第四十一條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第四十二條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第四十三條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第四十四條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第四十五條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第四十六條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第四十七條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第四十八條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第四十九條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第五十條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第五十一條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書

は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提

出しなければならない。

（身分を示す証票）

第五十二條 法第八十六条の九第二項の規定により前項第一号に該当する

八条第六項又は第二十九条の三第四項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。)から移出する酒類(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令(昭和二十八年政令第二十八号)第八条の三第二項に規定する酒類をいう。)並びに酒類販売業者(同法第九条第一項の規定により酒類の販売業者免許を受けた者をいう。)が同日以後に保税地域から引き取る酒類及びその者が詰め替えて同日以後に販売場から搬出する酒類の容器及び包装(同令第八条の三第三項に規定する包装をいう。)について適用する。

附 則 (平成一五年六月三〇日財務省令)

この省令は、平成十五年九月一日から施行する。

この省令は、平成十五年九月一日から施行す

附 則 (平成一七年三月四日財務省令第

八号)

1 この省令は、不動産登記法(平成十六年法律第一百二十三号)の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

2 第六条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成一七年八月一七日財務省令

第六二号)

1 この省令は、平成十七年九月一日から施行す

る。

2 この省令による改正前の酒税の保全及び酒類

業組合等に関する法律施行規則別紙様式第十七による検査票は、当分の間、この省令による改

正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法

律施行規則別紙様式第十七による検査票とみな

す。

附 則 (平成一八年三月三一日財務省令

第二五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施

行する。

この省令は、平成十八年五月一日から施行す

附 則 (平成一八年四月二八日財務省令

第四〇号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 (品目の例外表示に関する経過措置)

この省令の施行の際現に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第八条の三第四項の規定により、改正前の酒税の保全及び酒類組合等に関する法律施行規則第十五条の五の表

酒(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三条第七号に規定する清酒をいう。)については、なお従前の例による。

2 (品目の例外表示に関する経過措置)

この省令の施行の際現に酒税の保全及び酒類組合等に関する法律施行規則第十五条の五の表

酒(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三条第七号に規定する清酒をいう。)については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月三一日財務省令)

第二二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年一月二九日財務省令

第一九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施

行する。

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一

号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現に存する改正前の様

式又は書式による用紙は、当分の間、これを取

り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年三月三一日財務省令

二八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施

行する。

附 則 (令和三年二月一日財務省令第

三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施

行する。

附 則 (令和三年三月三一日財務省令第

三四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施

行する。

附 則 (平成二九年三月三一日財務省令)

第三二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十七号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行す

別紙様式第2	令和 年 月 日
財務大臣	○
住居	○
発起人	氏名(本名)
酒類業組合別紙様式中健康	酒類業組合の会員の健康
酒類業組合の会員の在籍	酒類業組合の会員の在籍
3 酒類業組合の会員の在籍	3 酒類業組合の会員の在籍
4 酒類業組合については、組合員の製造して販売する酒類の品目	4 酒類業組合については、組合員の製造して販売する酒類の品目
5 酒類業組合については、組合員の営業	5 酒類業組合については、組合員の営業
6 申請の際は、その会員が記載すること。	6 申請の際は、その会員が記載すること。

別紙様式第3
会社 年 月 日
財務大臣 殿 在所
発起人
氏名（本名）
酒類製造合資会社本店申請書
酒類の製造全般及び酒類製造合資会社に関する法律第2条第2項ただし書（第4項ただし書）の規定により、(以下「本規約」といふ)定めに定める組合の資本に従事する本店を受ける旨にて、申請します。
1 定義
2 酒類製造合資会社の名称
3 酒類製造合資会社の地区
4 財務大臣の職務
5 酒類製造合資会社の登記
6 申請の提出
(備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第4
会社 年 月 日
財務大臣 殿 在所
発起人
氏名（本名）
酒類製造合資会社本規約申請書
酒類の製造全般及び酒類製造合資会社に関する法律（酒類の製造に係る法律の別表）第4項ただし書の規定により、酒類製造合資会社（以下「本規約」）の設立の認可を受けたいので、下記の書類を提出し、申請します。
1 定義
2 役員たる者の氏名、住所及び理事又は監事の別を記載した書面
3 酒類製造合資会社の代表者を代表する者として其の代表権を記載した書面
4 財務大臣の職務
5 申請の提出
6 酒類製造合資会社の登記
7 制作料の支拂額の證明書
(備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第5
会社 年 月 日
財務大臣 殿 在所
合規化による酒類製造
組合の運営に係る基本規範
氏名（本名）
酒類製造合資会社（以下「本規約」）合規化申請書
酒類の製造全般及び酒類製造合資会社に関する法律第4項（別表）において適用する同法第66条第1項の規定により酒類製造合資会社（以下「本規約」）の合規化認可を受けたいので、下記の書類を提出し、申請します。
1 定義
2 役員たる者の氏名、住所及び理事又は監事の別を記載した書面
3 酒類製造合資会社の代表者を代表する者として其の代表権を記載した書面
4 財務大臣の職務
5 申請の提出
6 制作料の支拂額の證明書
7 小額の借入及び回収の別を記載した書面
8 合規化による酒類製造合資会社の運営の基本規範
(備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第6
会社 年 月 日
財務大臣 殿 在所
申請する組合員
(会員)
酒類製造合資会社（以下「本規約」）の会員
酒類の製造全般及び酒類製造合資会社に関する法律（酒類の製造に係る法律の別表）第4項ただし書の規定により、酒類製造合資会社（以下「本規約」）の設立の認可を受けたいので、組合員（会員）名前及び組合員の区分の上記（酒類の製造のうちの50%以上に相当する酒類を有する会員）の同意を得た旨を記載すること。
1 酒類製造合資会社（以下「本規約」）の名称
2 酒類製造合資会社（以下「本規約」）を代表する理事の氏名
3 申請の提出
4 組合員の目的
5 理事に就任の旨を記載した書面

別紙様式第7
令和 年 月 日
財務大臣 殿
酒類取扱い業者（連合会、中央会）の本部及び所在地
酒類取扱い業者（連合会、中央会）を代理する者等
氏名
酒類取扱い業者（連合会、中央会）に於ける酒類及び新古對照書
酒類の企念及び酒類取扱い業者に関する法律（酒類法において準用する法律）第46条第3項の規定により、定めた酒類の表示を受けたので、下記の書類を提出し、申請します。
1 定めた酒類を記載した書類
2 变更の理由を記載した書類
3 变更を識別した際の識別印の原本

別紙様式第8
令和 年 月 日
財務大臣 殿
酒類取扱い業者（連合会、中央会）の本部及び所在地
酒類取扱い業者（連合会、中央会）を代理する者等
氏名
指定設定可申請書
酒類の企念及び酒類取扱い業者に関する法律（酒類法において準用する法律）第46条第3項の規定により指定の設定の認可を受けたので、下記の書類を提出し、申請します。
1 指定した設定を記載した書類
2 設定の理由を記載した書類
3 設定を識別した際の識別印の原本

別紙様式第9
令和 年 月 日
財務大臣 殿
酒類取扱い業者（連合会、中央会）の本部及び所在地
酒類取扱い業者（連合会、中央会）を代理する者等
氏名
酒類登録申請書
酒類の企念及び酒類取扱い業者に関する法律（酒類法において準用する法律）第46条第3項の規定により登録の登録を受けたので、下記の書類を提出し、登録します。
1 登録を受けた書類
2 变更の理由を記載した書類
3 变更を識別した際の識別印の原本

別紙様式第9の2
令和 年 月 日
財務大臣 殿
酒類取扱い業者（連合会）の
本部及び所在地
酒類取扱い業者（連合会）を
代理する者等
氏名
酒類登録（変更）届出書
下記のとおり登録を変更（変更）しましたので、酒類の企念及び酒類取扱い業者に関する法律（酒類法において準用する法律）第46条第3項の規定により、法定（変更）した法定及び既定（変更）を決した際の識別印の原本を添え、送り出ます。
1 法定（変更）の年月日
2 法定（変更）の理由

別紙様式第10
令和 年 月 日
財務大臣 殿
酒類業者（酒会、中
央会）の本店及び所有地
酒類業者（酒会、中
央会）を代行する者等
氏名
監定鑑定結果書
下記のとおり審査を終しましたので、酒類の業者及び酒類業者等に関する法律（以下「法律」）
の第6条において規定する同項第1項60条第2項の規定により、検査を終した結果の監定結果の
原本を提出する旨申出ます。
記
1 売上止めたる定期の種別
2 売上止めたる月日
3 売上止めたる理由

別紙様式第11
令和 年 月 日
財務大臣 殿
在所
発起人 氏名（本名）
別紙様式第11（酒類業者合併）特別規則第2項第2項
酒類の業者合併の酒類業者合併に関する法律第6条第2項の規定により、下記の
とおり当該合併の業者を特約の業者とする承認を下す旨申出します。
記
1 西酒業者合併（酒類業者合併）の所在地
2 西酒業者合併（酒類業者合併）の地区
3 西酒業者合併（酒類業者合併）の業者
4 両業者の合併等について、その会員たる酒類業者の業者との財産の移出する
事項等
5 酒類業者合併等については、その会員たる酒類業者の業者との業者合併の業者
6 申出の根拠
(備考) 発起人は、その企画を記載すること。

別紙様式第11の2
令和 年 月 日
財務大臣 殿
在所
提出者 氏名（本名）
別紙様式第11の2（酒類業者合併）特別規則第2項第2項
酒類の業者合併の酒類業者合併に関する法律第6条第2項の規定により、下記の
とおり酒類業者の業者合併の業者について届け出ます。
記
1 興業の業者
2 提出者が酒類業者（酒類業者合併）であるときは、その製造場（引取先、詰替
の業者）の所在地
3 提出者が酒類業者（酒類業者合併）の業者又は販売業者とする場合であつて、その
ときより酒類業者の業者合併の業者について届け出ます。
4 その酒類業者（酒類業者合併）の氏名（本名）及び製造場（引取先、詰替の
業者）の所在地

別紙様式第11の3
令和 年 月 日
財務大臣 殿
在所
提出者 氏名（本名）
別紙様式第11の3（酒類業者合併）特別規則第2項第2項
酒類の業者合併の酒類業者合併に関する法律第6条第2項の規定により、下記の
とおり酒類業者の業者合併の業者について届け出ます。
記
1 製造場（引取先、詰替の業者）の所在地
2 興業として扱うる業者の記号
3 記載せざる理由

別紙様式1の4	
財務大臣	令和 年 月
住所	
申請者	
氏名(ふりがな)	
書式事項欄(真なる旨の)実印の捺印	
税金の返却及び税額控除等手続の認定を受けた場合の返却の規定に のとりとしに該する書式の書類(真なる旨の)の承認を受けたもので、申請書類を添付 せよ。	
記入欄	
1 裁判所(記入欄、封筒の裏面)の所在地	
2 お問い合わせ(真なる旨を示す)の事項	
3 お問い合わせ(真なる旨を示す)期間	
4 申込書類	
(備考) 開示請求権は、4に記載の事項に關し参考となる書類をいう。	

別紙様式第11の5

別紙様式第11の6

販路拡大管理研究会講題	
酒類の企画及び酒類販路等に関する法律第96条の9第1項（第6項）に規定する研究会を受託したるところあることを下記のとおり記す。	
1 新取扱いの名称及び所在地	
2 受託者の氏名	
3 販路拡大管理研究会の受講年月日及び講習場所	
令和	年　月　日

別紙様式第11の7

別紙様式第11の8
令和 年 月 日
財務大臣 殿
新規業者
申請者
本邦
酒類販売管理規制の実施主体の設定の基準並びに
酒類の製造及び販賣業者合規に関する法律並びに規則第11条の4の規定により、酒類販売
管理規制の実施主体の指定を受けたので、新規に業者登録を
します。
記
1 営業としてうなづする年月日
2 営業の場所

別紙様式第11の9
令和 年 月 日
財務大臣 殿
在籍
届出者
氏名(本邦)
酒類販売管理規制の実施主体の設定の基準並びに
酒類の製造及び販賣業者合規に関する法律並びに規則第11条の4の規定により、下記のとお
り酒類販売管理規制の実施主体の登録について登録をさせます。
記
1 一般の業者登録の件
2 酒類販売管理規制の登録及び年月日
3 酒類販売管理規制の登録年月日
4 酒類販売管理規制の登録年月日
5 酒類販売管理規制の登録年月日
6 展示期間
7 本邦の業者登録内容
8 制限の業者登録
(備考)
1 「展期期間」欄には、展期期間の認めない場合は、展期年月日を記載す
る。
2 諸代表者は、おにぎりの事業の記載は記載しない。
3 本邦の業者登録の登録年月日を記載する。
4 酒類販売管理規制の登録及び年月日を記載する。酒類及び解
説した酒類販売管理規制に關し、2及び3に記載した事項について併記し記載するこ
とができる。

別紙様式第12
令和 年 月 日
財務大臣 殿
酒類業者(連合会、中央会)の本拠地
酒類業者(連合会、中央会)の本拠地及ぼ所在地
酒類業者(連合会、中央会)の地区
其名
下記のとおり酒類業者(連合会、中央会)の本拠地
酒類業者(連合会、中央会)の本拠地及ぼ所在地
酒類業者(連合会、中央会)の地区
記
1 成立した酒類業者(連合会、中央会)の本拠地
2 改立した酒類業者(連合会、中央会)の本拠地
3 成立した酒類業者(連合会、中央会)の地区
4 改立した本拠地

別紙様式第13
令和 年 月 日
財務大臣 殿
酒類業者(連合会、中央会)の本拠地
酒類業者(連合会、中央会)の本拠地及ぼ所在地
酒類業者(連合会、中央会)の地区
其名
下記のとおり酒類業者(連合会、中央会)の本拠地
酒類業者(連合会、中央会)の本拠地及ぼ所在地
酒類業者(連合会、中央会)の地区
記
1 設立した酒類業者(連合会、中央会)の本拠地
2 設立した酒類業者(連合会、中央会)の本拠地
3 設立した酒類業者(連合会、中央会)の地区
4 設立した本拠地

別紙株式会社		令和 年 月 日
財務大臣	殿	酒類製造組合(連合会、中 央会)の名称及び所在地 酒類製造組合(連合会、中 央会)を代表する事 氏名
決算書類回収権者提出書		
平成XX年(西暦)X月X日(西暦)、貴会(中央会)の通報状が届きました上記のとて、酒類製 造組合(連合会)に於ける会員登録の上記の規定に従い、貴会は該組合に 及び支店支店長は該組合に上記します。		
1 通常取扱いの品目		
2 通常取扱いの品目		

別紙式様式15の2	令和 年 月 日
財務大臣	殿
	酒類販賣（適合会、中央会）役員等其他者
下記のとおり役員登録する事務官職並に主たる、酒類の係長及び酒類販賣業等に 関する出資額は、2年以内のものとし得ます。	出します。
1 酒類販賣（適合会、中央会）の名称	
2 酒類販賣（適合会、中央会）の所在地	
3 酒類販賣（適合会、中央会）の地区	
4 其他事項	
5 真實年月日	

別紙様式第17

[用紙は、厚紙淡青色とし、その寸法は、縦58ミリメートル、横80ミリメートルとする。]

表

第一号
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条第2項の規定による検査票
財務省 又は 国税局 税務署 印 庁局署
令和 年 月 日交付
3ミリメートル
3ミリメートル

裏

写真		
官職		
氏名		
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律抜粋 第91条 財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、酒類業組合等、酒類製造業者若しくは酒類販売業者若しくはこれらとの事業者若しくはその事業者に付する者若しくはその業務に付する者若しくは財産に関する必要な報告を求め、又は当該職員をして、それらの者に對し質問し、若しくはその事務所若しくは事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況、帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)、設備、原材料若しくは酒類の検査をさせることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。 3 第1項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。		